

上富田町告示第 1 1 7 号

下記条例を公布する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

上富田町長 奥 田

誠



記

1. 上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部を改正する条例

上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部を改正する条例

〔 令和 8 年 8 月 1 2 日
条 例 第 1 9 号 〕

(上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例の一部改正)

上富田町市ノ瀬財産区議会設置条例(昭和 56 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 295 条」を「第 295 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 3 日から施行する。